

横浜市 放課後キッズクラブを 利用するための 手続きについて

※この利用案内にある かっこく >の中にある文は、前の言葉の説明です。

1 放課後キッズクラブとは

放課後とは 学校の授業が 終わったあとの 時間です。

放課後キッズクラブは、小学生が 放課後、そのまま 学校の中で、あそぶことが できる ところです。仕事を している保護者<お父さんや お母さんなど、子どもを育て守る人>が むかえに来るまで 自分の家の かわりにいることもできます。

2 放課後キッズクラブが 開いている日について

月曜日～土曜日

日曜日、祝日、12月29日～1月3日までは 休みます。

※月曜日～土曜日であっても しょうがない理由が あるときは お休みする 場合があります。

3 放課後キッズクラブの利用について

放課後キッズクラブは、わくわく区分【区分1】と、すくすく区分【区分2A、区分2B】の 3つの区分があります。区分によって 利用できる時間や 利用料金<利用するときにかか
るお金>が 違います。どちらの 区分で 登録するのか、選んでください。利用区分は、年度 <4月1日から 次の年の 3月31日>の 途中の 月初めに 変えることができます。

くわしくは、2ページの 表で 確認してください。

※下に 書いてある日は、利用する人がいないと お休みするか はやく終わるときが あります。

- ・土曜日
- ・学校が 長い お休みのとき
- ・平日17:00 から

外に出るのが危険なときは、わくわく【区分1】が使えないこともあります。(警報 が出ているときや、夏休み中の暑いとき、新型コロナウイルス感染症が広がっている ときなど) 使えなくなる前に、保護者の皆さまに、お知らせします。

【利用区分の ^{ひょう}表について】※令和3年度に、^{りようくぶん}利用区分の名まえが変わりました。

利用区分		わくわく 【区分1】	すくすく【区分2】	
			ゆうやけ【A】	ほしぞら【B】
利用目的		遊ぶ場所	遊ぶ場所＋生活する場所	
登録条件 (使うことができる人)		下のどちらかに あてはまる子どもです。 ①小学校に通っている1～6年生の子ども ②同じ小学校に通うことが 決まっている住所に、住んでいる、国立小学校、私立小学校か、特別支援学校などの 1年生～6年生の 子ども		
		留守家庭児童等※1であること 上に 書いてある 区分1の 条件に、あてはまることと、留守家庭児童等※1であること		
利用時間 (使うことができる時間)	平日	放課後から16:00まで	放課後から17:00まで	放課後から19:00まで
	土曜日	なし ※プログラムがある日はプログラムに参加できます	8:30～17:00まで	8:30～19:00まで
	学校が休みの日	1日のうち2時間(放課後キッズクラブによってちがいます。)		
利用料 (使うときに、はらうお金)		0円	1か月に2,000円＋おやつのお金	1か月に5,000円(1か月ごと)※2＋おやつのお金
		※すいていれば 16:00から19:00も利用することができます。 ・17:00から利用するときは、1回あたり800円のお金がかかります。 ・800円とは別に、おやつ <昼ごはんと夜ごはんの間に食べるお菓子など>にかかるお金を払ってください。	※延長料(19:00まで利用するときは、1回あたり400円のお金がかかります。 ※2 利用料減免制度 <利用するお金がお金が安くなる決まり>にあてはまる家庭は払うお金が0円になります。くわしくは、3ページを見てください。	※ 利用料減免制度 <利用するお金がお金が安くなる決まり>にあてはまる家庭は払うお金が2,500円になります。くわしくは、3ページを見てください。
		減免あり (はらうお金が安くなる場合があります)(P3を読んでください)		

ほけんかにゆうりょう 保険加入料 (保険に入るための お金)	ほけんに入るためのお金が必要 ひつよう です。 1年間に、はらうお金は800円より少ないです。 ねんなん (放課後キッズクラブによってちがいます。)	
ていじん 定員 (使うことができる人 の数)	なし	あり
つかうときに、 だす書類 (紙)	りようもうしこみしょ 利用申込書	りようもうしこみしょ ・利用申込書 るすかていじどうとう ・留守家庭児童等であることの証明書 しょうめいしょ
	た ※食べもののアレルギーのある子どもは、学校生活管理指導表 (コピー) を必ず だして 出してください。	

※1 **るすかていじどうとう**
留守家庭児童等とは

つぎの どちらかに あてはまる子どもを いいます。

- ① ほうかごのじかんに ほごしゅが しごとなどで いえにいない子ども
- ② ほごしゅが びょうきや けがで、子どものせわをするのが 難しい家の子ども

※2 **すくすく【区分2A・B】の利用料減免制度について**

りようりょうげんめんせいど
利用料減免制度は、ほうかご
放課後キッズクラブを、りようするお金
が やすくなる制度<決まり>のこと
とです。

<表1>すくすく【区分2A・B】が りようりょうげんめんせいど
利用料減免制度をつかったときのりようりょうきん
利用料金<1 か月に、
はらうお金>

	すくすく (ゆうやけ) 【区分2A】	すくすく (ほしぞら) 【区分2B】
りようりょうげんめん 利用料減免をつかう前	2,000円	5,000円
りようりょうげんめん 利用料減免をつかった後	0円	2,500円

※ おやつのお金や、プログラムの材料費などのお金、すくすく(ゆうやけ)【区分2A】の延長
りようきん
料金 (1回400円)、保険料はそのままです。

この制度を りよう
利用できるのは、4ページに書いてある家庭です。利用するときは、りようもうしこみしょ
利用申込書と
ひつよう
必要な書類を いっしょ
一緒に ほうかご
放課後キッズクラブへ だ
出してください。

<p style="text-align: center;">かてい 家庭について</p>	<p style="text-align: center;">ひつよう しよるい かみ 必要な書類（紙）</p>
<p>就学援助世帯</p> <p>＜家族の収入が少ないため、子どもが学校で勉強するために必要な物（ランドセル、文房具）や給食のお金をもらっている家庭です。＞</p>	<p>就学援助を受けていることがわかる書類＜紙＞</p> <p>就学援助申請の審査結果及び支給についてのお知らせ（コピー）</p> <p>…この書類＜紙＞は、学校から7月か8月頃にもらえます。</p>
<p>生活保護世帯</p> <p>＜がんばっても生活するお金が足りないときに、生活するためのお金をもらっている家庭のことで、自分の力で生活できるまで手伝わってもらえる家庭です。＞</p>	<p>生活保護をもらっていることがわかる書類＜紙＞</p> <p>下に書いてあるどちらかの書類が必要で、</p> <p>① 保護証明書（元のもの。コピーはダメです。）</p> <p>…保護証明書は、住所のある区役所の生活支援課生活係の人に聞いてください。</p> <p>この書類をもらうためにかかるお金は0円です。</p> <p>② 生活保護費支給証（コピー）</p>
<p>市民税所得割非課税世帯</p> <p>＜市民税^{*1}や県民税^{*2}が0円の家庭のことで、＞</p> <p>^{*1} 市民税は、横浜市の税金のこと</p> <p>^{*2} 県民税は、神奈川県<small>の</small>税金のこと</p>	<p>市民税や県民税が0円であることがわかる書類＜紙＞</p> <p>下に書いてあるどれかの書類が必要で、</p> <p>① 市民税・県民税課税（非課税）証明書（元のもの。コピーはダメです。）</p> <p>…①の証明書＜紙＞は、区役所でもらうことができます。</p> <p>もらうために300円を払ってください。</p> <p>② 市民税・県民税額決定・納税通知書（コピー）</p> <p>…②の通知書は、区役所で払っているときは区役所から届きます。</p> <p>③ 給与所得等＜給料やボーナスなどのお金＞にかかわる市民税・県民税の金額がわかる書類（コピー）</p> <p>…③の書類＜紙＞は、会社があなたの給料から市民税・県民税を払っているときは、会社からもらうことができます。</p>
<p>寡婦控除みなし適用をしたときに市民税所得割非課税になる家庭^{*3}</p> <p>^{*3} 税金を払っている家庭のうち、下に書いてある①～③のすべてにあてはまる家庭は、市民税や県民税が0円の家庭と同じ取扱いにする制度（決まり）があります。</p> <p>① 一度も結婚をしたことがない</p> <p>② 0～19歳の子どもがいる</p> <p>③ 収入＜もらったお金＞が少ない</p>	<p>横浜市寡婦（夫）控除のみなし適用通知書</p> <p>…この通知書は、横浜市でもらえます。</p> <p>くわしいことは、横浜市子ども青少年局放課後児童育成課（TEL：045-671-4068）に、聞いてください。</p>

4 保険への加入（入ること）について
 <放課後キッズクラブで事故や けがをしたときに お金がもらえる決まり>

放課後キッズクラブを使う人は、保険に入ります。けがや事故にあったときのためです。保険に入るためには、お金を払います。1年間に、はらうお金は 800 円（こども 1 人のお金）より少ないです。
 申し込むときに、保険のお金をはらってください。
 保険のお金は、返すことができません。

5 利用の申込みについて

放課後キッズクラブの利用は、下に 書いてあるものを 放課後キッズクラブに出してください。

(1) 利用申込書

- ・利用申込書を 書いたら、放課後キッズクラブに 出してください。
- ・すすく【区分2A・B】に 申し込む人は、利用申込書と 一緒に 次のページに 書いてある書類<紙>を 放課後キッズクラブに 出してください。
- ・あなたが、次のページに 書いてある すすく【区分2A・B】に 必要な 証明書<紙>を 出さないと、わくわく区分の 利用になります。
- ・利用申込書に わからないことが あったときや、すすく【区分2A・B】の 利用ができないときは、放課後キッズクラブから あなたへ 連絡が あります。

(2) 保険料

- ・放課後キッズクラブにお金をはらってください。
- ・放課後キッズクラブによってちがいますが、はらうお金は 800 円より少ないです。

【すすく【区分2A・B】に 必要な 証明書<紙>】

あなたの状況で 出す証明書<紙>が 違います。下の表で 確認してください。

保護者（あなた）の状況について	証明書
会社員・公務員	就労（予定）証明書 <はたらいていることが わかる書類（紙）か、これからは たらくことが わかる書類（紙）。会社で 書いて もらって ください。>
勤務予定者 <今は はたらいてないが、次の仕事が決まっている人>	
産休中 <赤ちゃんを 産むために 仕事を やすんでいる人>	

<p>いくきゅうちゅう 育休中 ＜赤ちゃんを 育てるために 仕事を やすんでいる人＞</p>	
<p>じえいぎょう 自営業 ＜会社員や 公務員ではない、自分で 仕事を している人＞</p>	<p>じえいぎょうじゅうじしゃとうしんこくしょ 自営業従事者等申告書 ＜自営業を していることを あなたが 書いて 放課後 キッズクラブに しらせる紙＞</p>
<p>びょうき ひと かんご かいごちゅう にん 病気の人や 看護・介護中の人 ＜病気に なった人や 年をとった人の 生活を 助ける人＞</p>	<p>下に書いてある①と②を出してください。 ① 病気・障害等申告書 ＜病気や 障害が あることを あなたが書いて 放課後 キッズクラブに しらせる紙＞ ② 診断書 ＜お医者さんが あなたに だす書類（紙）＞</p>
<p>しょうがい ひと 障害のある人</p>	<p>下に書いてある①と②を出してください。 ① 病気・障害等申告書 ＜病気や 障害が あることを あなたが 書いて 放課後キッズクラブに しらせる紙＞ ② 身体障害者手帳 ＜身体障害者が もらう手帳（コピー）か、障害がわかる書類を 出してください。＞</p>
<p>きゅうしょくちゅう ひと 求職中の人 ＜仕事を さがしている人＞</p>	<p>きゅうしょくかっどうしんこくしょ 求職活動申告書 ＜仕事を さがしていること あなたが 書いて 放課後 キッズクラブに しらせる紙＞</p>
<p>ざいがくちゅう ひと がっこう かよ ひと 在学中の人＜学校に 通っている人＞ ※中学生や高校生はダメです。</p>	<p>がくせいしゅう ざいがくしょうめいしょ 学生証のコピー か、在学証明書 ＜学生であることが わかる書類＞</p>
<p>じしん かし あめかぜ さいがい たいふう おおあめ 地震や火事、雨風の災害＜台風や 大雨 で 困ったことが おきること＞で、こ われた家を なおしている人</p>	<p>りさいしょうめいしょ さいがい いえ 罹災証明書＜災害で家が こわれたことが わかる書類＞ …地震で、家が こわれた人は、区役所で もらえます。 …火事や 雨風の災害で、家がこわれた人は、消防署でも らえます。</p>

6 **利用の決定（使うことができるかどうか）について**

利用申込書に書いた利用開始希望日（使いたい日）から使うことができます。

利用申込書にわからないことがあった場合や、うそを書いた場合は、すすく【区分2A・B】を使うことができません。そのときは、放課後キッズクラブから連絡があります。

7 新しく1年生になる子どもがはじめて使うとき

新1年生が 利用をはじめる日は、利用区分で、違います。

<わくわく【区分1】>

放課後キッズクラブが、利用できる日を 決めます。

その日よりも 前に 利用することは できません。ただし、しょうがない理由があり
16:00から 19:00まで 利用したいときは、利用料金(1回ごとに800円)と、
おやつに かけたお金を払えば、4月1日から 利用できます。

<すくすく【区分2A・B】>

4月1日から 利用できます。

◆新1年生については、下に 書いてあることを 守ってください。

- ① 利用するときは、保護者<お父さんや お母さんなど、子どもを育て守る人>が 子どもと一緒に きてください。子どもが 帰るときは むかえにきてください。
- ② 利用する日よりも 前に、必ず 傷害見舞金制度のお金を 払ってください。
- ③ 利用する日よりも 前に、放課後キッズクラブの 職員<スタッフ>が あなたと 面談<あつて 話をすること>します。面談では、あなたの 子どもの 預かるために 職員が気をつけることなどを あなたへ 聞きます。
(例) 病気はあるか、家でのようす など

8 利用区分を変えるとき

申し込んだ後に、利用区分を変えたい場合は、利用変更届を出してください。

月の途中で利用区分を変えることはできません。利用変更届は、変えたい月の前の月の放課後
キッズクラブが決めた日までに 出してください。

利用区分を変えると、子どもの生活のリズムが変わりますので、たくさん変えないでください。

<留守家庭児童等を証明する書類(紙)を出すとき>

- ・途中で、わくわく【区分1】から、すくすく(ゆうやけ・ほしぞら)【区分2A・B】に変える時は、留守家庭児童等を証明する書類(P7、8を読んでください)を出してください。
- ・すくすく【区分2A・B】の中で変える時(ゆうやけ【区分2A】⇔ほしぞら【区分2B】)は、留守家庭児童等を証明する書類(紙)は出しません。
- ・仕事が変わった時は、留守家庭児童等を証明する書類を出してください。

このほか、お迎えの時間など、放課後キッズクラブごとに利用のルールが
決まっています。利用するときは、必ずルールを守ってください。

発行 2021年2月
横浜市こども青少年局放課後児童育成課